

V ダイオキシン類対策

ここでは、主に、ダイオキシン類対策特別措置法等、ダイオキシン類対策に関する法令等について説明します。

第1 ダイオキシン類関係法令の体系

第2 ダイオキシン類対策特別措置法の概要

ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類による環境汚染の防止や除去等を図るため、施策の基本とすべき基準や、工場・事業場への排出規制、汚染土壌に係る措置等について定めています。

第3 規制対象

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を記載しています。

第4 規制基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制基準を記載しています。

第5 届出等

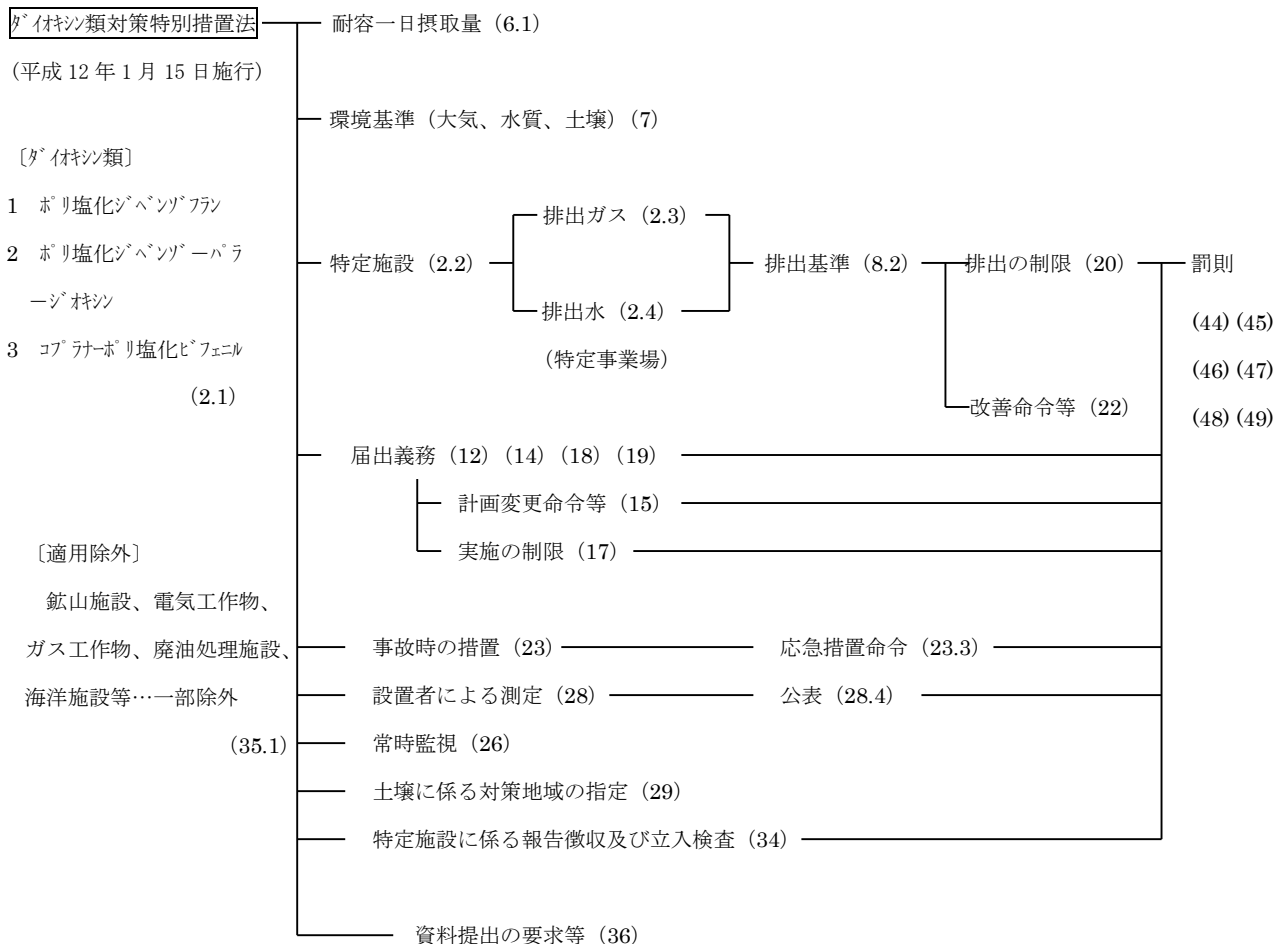
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出について記載しています。

第6 工場・事業場ダイオキシン類測定結果報告等要領

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する自主測定や測定結果の報告等を行ううえで必要な事項を定めています。

第1 ダイオキシン類関係法令の体系

(注) 図中の () 書は条文である。例えば (2.1) は第2条第1項を示す。



第2 ダイオキシン類対策特別措置法の概要

1 目的

この法律は、ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図るため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壤に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

2 法律の概要

(1) 耐容一日摂取量（第6条）

人の体重 1kg 当たり 4 ピコグラム以下で政令で定める値（政令で 4 ピコグラム）。

(2) 環境基準（第7条）

政府は、大気、水質及び土壌についての環境基準を定める。（P V-3 環境庁告示参照）

(3) 排出ガス及び排出水に関する規制

① 特定施設

規制の対象となる特定施設を政令で指定（P V-4 規制対象参照）

② 排出基準（第8条）

ダイオキシン類の排出基準は、排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の削減に係る技術水準を勘案し、総理府令で定める。

政令で「排出ガス（大気）、排出水（水質）に係る排出基準」を設定（P V-5、6 規制基準参照）

(4) 大気総量規制基準（第10条）

都道府県知事は、排出ガスに係る排出基準が適用される施設が集合し、排出基準のみによつては大気についての環境基準の確保が困難であるとして政令で定める地域にあっては、その地域内の事業場から大気中に排出されるダイオキシン類についての総量削減計画を作成し、これに基づき、総量規制基準を定める。

(5) 特定施設の設置の届出、計画変更命令（第12条から16条）

特定施設を設置する際、知事へ届出をする。知事は 60 日以内に計画変更命令が可能。

(6) 排出の制限、改善命令（第20条～第22条）

排出基準又は総量規制基準の遵守義務。知事は改善命令又は一時停止命令が可能。なお、既存施設は、法の施行後 1 年後から遵守義務。

(7) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等（第24条～第25条）

ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量は、厚生省令で定める基準以内となるように処理しなければならない。廃棄物の最終処分場の維持管理は、総理府令、厚生省令で定める基準に従い、行わなければならない。

(8) 汚染の状況に関する調査等（第26条～第27条）

都道府県知事は、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況について常時監視し、調査測定を行う。調査測定の結果は、知事がとりまとめ公表。

(9) 事業者の排出ガス、排出水の測定義務（第28条）

排出基準が適用される施設の設置者は、毎年 1 回以上、ダイオキシン類による汚染状況を測定し、都道府県知事に報告する。

(10) 汚染された土壌に係る措置（第29条～第32条）

都道府県知事は、土壌についての環境基準をみたさない地域を対策地域として指定し、対策計画を策定する。

(11) 国の計画（第 33 条）

内閣総理大臣は、事業分野別の排出量の削減目標量や、そのための措置、廃棄物減量化施策などを定める計画を作成する。

(12) 住民参加

住民は、都道府県知事に対し、(4)の政令の立案についての内閣総理大臣への申出をするよう申し出ることができるとともに、総量削減計画及び(11)の対策計画の策定について、広聴会において意見を述べることができる。

(13) 罰則（第 44 条～第 49 条）

- ・ 第 22 条（改善命令等）等の規定による命令違反の場合
1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
- ・ 第 20 条（排出の制限）、第 23 条（事故時の措置）等の規定による違反の場合
6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- ・ 第 34 条（報告及び検査）等の規定による違反の場合
20 万円以下の罰金

ダイオキシン類に係る環境基準（H11.12.27 告示）

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312(2005)に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考		
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。		
2 大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。		
3 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。		
4 土壌にあっては、環境基準が達成される場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

第3 規制対象

規制対象となる特定施設（施行令第1条関係）

(1) 大気基準適用施設（別表第1）

1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5㎡以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの

(2) 水質基準適用施設（別表第2）

1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設

12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設
15	前記(1)に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2に係る「廃PCB等又はPCB処理物の分解施設」及び同条第13号に係る「PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設」
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他の環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（上記第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	上記第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

第4 規制基準

特定施設に係る排出基準

(1) 大気基準適用施設

(単位：ng-TEQ/m³N)

種類・施設規模		新設施設基準 ^{※1}	既設施設基準	
			H14.12.1～当分の間	
1	鉄鋼業焼結炉	0.1	1	
2	製鋼用電気炉 ^{※2}	0.5	5	
3	亜鉛回収施設	1	10	
4	アルミニウム合金製造施設	1	5	
5	廃棄物焼却炉 ^{※2}	4t/h以上	0.1	1
		2t/h以上 4t/h未満	1	5
		2t/h未満	5	10

※1 「新設施設」とは、平成12年1月16日以降に設置工事がなされた特定施設をいう。

※2 廃棄物焼却炉（火格子面積2m²又は焼却能力200kg/h以上）及び製鋼用電気炉についての排出基準：平成9年12月2日以降に設置された施設については、「新設設置基準」と同一の基準値が適用される。

(2) 水質基準適用施設

(単位：pg-TEQ/L)

特定施設の種類の種類		施設基準
1	クラフトパルプ、サルファイトパルプ製造用の塩素系漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造用アセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造用施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス処理施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造施設のうち二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造用（塩化ニトロシルを使用するものに限る）硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造用施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造用施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造用施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設並びに熱風乾燥施設	
12	アルミニウム、アルミニウム合金の製造用溶解炉、乾燥炉又は焙焼炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼用電気炉から発生するばいじんで、集じん機によるものからの亜鉛の回収に限る。）用施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収用施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	
16	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類の破壊用施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	上記 1 号から前号及び次号の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	上記 1 号から 17 号までの施設を設置する事業場から排出される水の処理施設	

第5 届出等

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出義務

届出の種類	届出期間	届出を怠った場合の罰則
特定施設設置の届出 (法第12条第1項)	設置工事着手の60日前までに届出	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
特定施設使用の届出 (法第13条第1項)	特定施設となった日から30日以内に届出	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、20万円以下の罰金
特定施設変更の届出 (法第14条第1項)	変更工事着手の60日前までに届出	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
氏名変更等の届出 (法第18条)	変更のあった日から30日以内に届出	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料
特定施設使用廃止の届出 (法第18条)	廃止した日から30日以内に届出	同上
特定施設承継の届出 (法第19条第3項) (特定施設を譲り受け又は借り受けたとき、相続、合併、分割があったときの届出)	承継のあった日から30日以内に届出	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、20万円以下の罰金

注1 届出書の提出部数

正本1部に写し2部の計3部

注2 届出書の提出先

特定施設の設置場所を管轄する環境森林事務所等の環境対策課

注3 届出書のあて先名

届出の区分	宛先名
宇都宮市内の工場・事業場に係る特定施設の届出	宇都宮市長
宇都宮市以外の工場・事業場に係る特定施設の届出	各環境森林事務所等の長

注4 適用除外施設（届出関係のみ）

- (1) 鉱山保安法第13条第1項に規定する鉱山施設
- (2) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- (3) ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物

第6 工場・事業場ダイオキシン類測定結果報告等要領

1 目的

この要領は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）で定める大気基準適用施設（以下「大気施設」という。）及び水質基準適用事業場（以下「水質事業場」という。）の設置者が、大気施設から排出される排出ガス等及び水質事業場から排出される排水について、法に規定するダイオキシン類の測定や測定結果の報告等を行ううえで必要な事項等を定めるものである。

2 測定

(1) 測定を行う施設等

次に掲げる施設等についてダイオキシン類の測定を行う。

ア 大気施設に係るすべての排出口

イ 大気施設のうち、廃棄物焼却炉から排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他燃え殻（以下「ばいじん等」という。）

※ばいじんと焼却灰その他燃え殻は別々に測定する。

ウ 水質事業場のすべての排水口

※生活系排水及び雨水排水に係る排出口については、水質基準適用施設の排水系統と完全に区別されていて、ダイオキシン類を含む汚水が混入しないことが確実な場合は除く。

(2) 測定回数

排出ガス、排水、ばいじん等について、それぞれ毎年1回以上とする。なお、ばいじん等の測定は、排出ガスの測定を行う場合に併せて行う。

(3) 測定方法

法施行規則第2条に規定する方法。

3 測定結果の報告

(1) 報告方法

ダイオキシン類の測定結果報告は、書面により行う。

排出ガス、排水及びばいじん等に係る測定結果は、別添様式1及び法施行規則第3条第1項に基づき換算した測定結果にあつては別紙1、法施行規則第3条第2項に基づき換算した測定結果にあつては別紙2により報告する。

なお、別添様式1における分析年月日の欄には「計量証明書の報告日」を記入する。

(2) 報告時期

測定結果が判明（計量証明書の報告日）次第速やかに報告する。

(3) 報告先等

事業場所在地を所管する環境森林事務所等の環境対策課へ、次により提出するものとする。

事業場の所在地	宛先	提出部数
宇都宮市以外に所在する事業場	所管する各環境森林事務所等の長	計3部※

※1部は事業者控え

4 測定結果の記録

ダイオキシン類の測定結果については、3年間以上保存する。

5 排出基準不適合時及び事故時の措置

(1) 排出基準不適合時の措置

ダイオキシン類の測定結果が排出基準に適合しないことが判明したときは、直ちに施設の使用を中止し、施設の改善等を行う。

(2) 事故時の措置

ア 特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努める。

イ その事故の状況を、速やかに事業場所在地を所管する環境森林事務所等の環境対策課に通報する。

附 則

この要領は、平成22年5月27日から適用する。

別添様式 1 (法施行規則第 6)

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

_____環境森林 (環境管理) 事務所長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

報告者

印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

表 1 排出ガス

採取年月日及び時刻(開始時刻～終了時刻)	排出ガス量(m ³ N/日)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(ng-TEQ/m ³ N)	試料採取者	分析者	備考

表 2 排水

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(pg-TEQ/L)	採水者	分析者	備考
	名称	排水量(m ³ /日)						

表 3 ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(ng-TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考

- 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 (以下「規則」という。) 第 3 条第 1 項に基づき換算した測定結果については、別紙 1 を添付するものとする。
- 3 規則第 3 条第 2 項に基づき換算した測定結果については、別紙 2 を添付するものとする。
- 4 2 以上の測定結果がある場合は、添付する別紙 1 又は 2 のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
- 5 排出ガスにあっては表 1、排水にあっては表 2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻 (以下「ばいじん等」という。) にあっては表 3 に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて 1 葉の様式に記載すること。
- 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態 (以下「標準状態」という。) における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 7 2 以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- 8 表 3 の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物 (処理方法) の別を記載すること。
- 9 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者) が署名することができる。

別紙 1 (法施行規則別紙 1)

規則第 3 条第 1 項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等 価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8-TeCDF				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF				0.03	
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF				0.3	
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF				0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF				0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF				0.01	
	OCDF				0.0003	
Total PCDFs	—	—	—	—		
ポリ塩化ジオキベシン	2, 3, 7, 8-TeCDD				1	
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD				1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0003	
	Total PCDDs	—	—	—	—	
Total (PCDFs+PCDDs)		—	—	—	—	
コブラナー塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5-TeCB (#81)				0.0003	
	3, 3', 4, 4'-TeCB (#77)				0.0001	
	3, 3', 4, 4', 5-PeCB (#126)				0.1	
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#169)				0.03	
	2', 3, 4, 4', 5-PeCB (#123)				0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB (#118)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB (#105)				0.00003	
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB (#114)				0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#167)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB (#156)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#157)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB (#189)				0.00003	
Total コブラナーPCB		—	—	—	—	
Total ダイオキシン類		—	—	—	—	
備考						

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を ng/m³(毒性等量にあつては、ng-TEQ/m³)、排出水の測定結果を記入する場合には、単位を pg/L (毒性等量にあつては、pg-TEQ/L) とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を ng/g (毒性等量にあつては ng-TEQ/g) とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは”ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本工業規格 K0311 又は K0312 又は規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙 2（法施行規則別紙 2）

規則第 3 条第 2 項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備考

- 備考
- 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ ）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、 ng/g （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ ）とする。
 - 2 測定方法の項においては、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
 - 3 実測濃度の項においては、2 の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
 - 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
 - 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
 - 6 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。
 - 7 用語の定義は、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
 - 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。